

むつ市指定ごみ袋広告掲載取扱要領

平成22年4月12日

むつ市告示第39号

(趣旨)

第1条 この要領は、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第13号。以下「規則」という。）第6条の3に規定する市長の指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に掲載する広告の取扱いについて、むつ市広告掲載実施要綱（平成19年むつ市告示第40号。以下「要綱」という。）及びむつ市広告掲載実施基準（平成19年3月30日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 要綱第4条の規定により定める広告媒体は、指定ごみ袋とする。

(広告掲載の条件)

第3条 広告を掲載する指定ごみ袋の種類、掲載枠数、掲載枠の規格、広告掲載料及び作成数量は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、半年に1回を目安として、指定ごみ袋の在庫状況、作成数量等を総合的に勘案して行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、指定ごみ袋の種類別に1枠ごとに申し込むものとする。

2 作成数量のうちの一部の数量についてのみ申し込むことはできない。

(広告掲載の決定)

第6条 要綱第3条並びに基準第4条及び第5条の規定に適合し、広告掲載が適当であると市長が認める広告の申込件数が掲載枠数を超えたときは、抽選により掲載する広告を決定する。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 要綱第8条第2項の規定による広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、決定を受けた広告掲載の権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の原稿)

第8条 広告主は、第3条の規格等に基づき広告の原稿を作成し、市長が指定する期日までに画像データ(JPEG形式に限る。)により提出するものとする。

2 原稿の作成に当たっては、著作権に関する法令等を遵守しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 広告主は、広告内容の変更をしようとするときは、速やかに内容を変更した原稿を提出しなければならない。ただし、前条第1項の期日以後の変更は認めないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告主の広告が要綱第3条第1項各号に掲げるものに該当する場合のほか、市長が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかった場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、広告主と協議の上市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年むつ市告示第17号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年むつ市告示第40号)

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の別表の規定は、広告掲載料のうちこの要領の施行の日以後の広告掲載の決定に係るものについて適用し、広告掲載料のうち同日前の広告掲載の決定に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種 類	指定ごみ袋（大） （1）もえるごみ用 （2）もえないごみ用 （3）資源ごみ用	指定ごみ袋（小） （1）もえるごみ用 （2）もえないごみ用 （3）資源ごみ用
掲載枠数	2 枠	2 枠
規 格	掲載枠寸法 縦 7 cm×横 3 0 cm 色 指定ごみ袋の文字色と同色とする。	掲載枠寸法 縦 5 cm×横 2 0 cm 色 指定ごみ袋の文字色と同色とする。
広告掲載料	指定ごみ袋 1, 0 0 0 枚当たり 2 1 0 円	指定ごみ袋 1, 0 0 0 枚当たり 1 5 7 円
作成数量	広告の募集を行う際に市長が定める数量	広告の募集を行う際に市長が定める数量